# ポルノグラフィ・憎悪表現と言語行為論

## 江口聡\*(京都女子大学現代社会学部)

## 2006/5/14 日本法社会学会

## 1 問題設定

国内のジェンダー論・セクシュアリティ論に大きな影響を持つジュディス・バトラーの『触発する言葉』(バトラー、2004)\* $^1$ は、英国の哲学者 J. L. オースティンの「言語行為論」\* $^2$ (オースティン、1978) を積極的に援用あるいは「脱構築」し、憎悪表現、ポルノグラフィ、同性愛のカミングアウトなどの社会的・法的問題を扱っている。バトラーの議論全体は、彼女が参照しているレイ・ラングトンの論文 (Langton, 1993) の解釈に多くを負っているように見える\* $^3$ が、このラングトンのオースチン解釈は明快だが重大な欠陥がある。国内では若林翼氏 (若林, 2003, 2005)、斎藤純一氏 (斎藤, 2005)、北田暁大氏 (北田, 2005) らの論考がバトラーの議論を扱っているが、彼女らはバトラーおよびラングトンの奇妙な解釈を無批判に受けいれているように見える部分がある。

ここでは、残念ながらバトラーの難解な\*<sup>4</sup>議論を追うことはできないが\*<sup>5</sup>、以下で見るように、国内では紹介されていないが、ラングトンらによる「女性の消音 silencing」の議論は哲学的にも実践的にも興味深いので、その弱点とともに正確に理解される必要があると思われる。そのための作業として、「言語行為 speech act」としてポルノグラフィや憎悪表現をとらえることが、どの程度の理論的含意を持つのかを確かめたい。

# 2 背景

ポルノグラフィや憎悪表現の規制は、言論の自由との葛藤のためにしばしば大きな問題となってきた。

80年代に、米国のフェミニスト法学者キャサリン・マッキノンと文学者アンドレア・ドウォーキンらは、活発な反ポルノグラフィ運動を行なった。マッキノンらによれば、ポルノグラフィはそれ自体が女性差別的な制度であり、女性は支配されることに快感をおぼえ、従属することに喜びを感じるといった女性の性の神話を強化するものであるのみならず、レイプ、ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、児童に対す

<sup>\*</sup> eguchi@kyoto-wu.ac.jp

<sup>†</sup> 本研究発表は、発表者が研究分担者を務めた平成 16・17 度科研費共同研究「ジェンダー法学のアカウンタビリティー」(代表者: 澤敬子・京都女子大学・助教授)の一部である。

 $<sup>^{*1}</sup>$  Butler (1997)。タイトルは「触発された言葉」が正しい訳であると思われる。

<sup>\*2</sup> Austin (1975)

<sup>\*3</sup> また、有名なデリダ=サール論争からアイディアの多くを得ているのはあきらかだが、デリダの名前が直接参照される個所は少な。い

<sup>\*4</sup> オースティンやマッキノンやラングトンらの典拠のあげ方などを見ると、不誠実でもあるかもしれない。

<sup>\*5</sup> 発表前日に Lisa H. Schwartzman, "Hate Speech, Illocution, and Social Context: A Critique of Judith Butler", *Journal of Social Philosophy*, vol. 33, 2002 という文献があることを知ったが、未入手。

る性的虐待など、女性へのさまざまな暴力の原因である。

マッキノンらの運動は、それまでの「猥褻」規制論争のように、社会の道徳的秩序を維持することを目的としたものではなく、むしろ、女性の権利保護、女性に対する差別撤廃というフェミニスト的観点からのものであり、すでに巨大な市場を持つ現代のポルノ産業における犠牲者としての女性たちの救済を目的としたものである。彼女らによる反ポルノグラフィ公民権条例のモデル案によれば、ポルノグラフィとは以下のようなものである。それは、「図画および/または文書を通じて、性的にあからさまな形で女性を従属される写実的なもの」であり、かつ次の状態の一つまたはそれ以上を含むものを言う。(a) 女性が人間性を奪われた形で、性的な対象物、物品、または商品として提示されている、(b) 女性が辱めや苦痛を快楽とする性的対象物として提示されている、(c) 女性が強姦、近親姦その他の性的な暴行において性的快楽を経験する性的対象物として提示されている(略)」

マッキノンらは、このようなポルノグラフィについて、それに強制的に出演させること、強制的に見せること、ポルノグラフィを原因とする暴行や脅迫、ポルノグラフィを通じた名誉棄損、そしてポルノグラフィの取引行為などを訴訟原因として、被害者は民事訴訟を起こすことができる条例を制定しようと運動した。

このようなマッキンノンらの法的規制の要求は、「言論の自由」を侵害するものである可能性があるため、各方面からさまざまな批判を受け、またフェミニスト内部にも大きな論争を引き起こすことになった。特に重要なものは (1) 言論の自由を保護した方がよい結果につながるとする功利主義的な議論 (J. S. ミルなどが代表)、(2) 自由と平等とが衝突する場合は、特別な場合を除いて自由が優先するという議論 (R. ドゥオーキンなどが代表)、の二つだろう。

# 3 ポルノグラフィに対する 90 年代までのアプローチ

フェミニストらの問題提起は、ポルノグラフィや憎悪表現に関する実りの多い議論を生みだした。ポルノグラフィを批判する上で、そのアプローチは、性暴力アプローチ、搾取アプローチ、モノ化アプローチ、名誉アプローチ、憎悪表現アプローチとしておおまかにグループ分けすることができるかもしれない。

第一に、ポルノグラフィと性暴力の間には直接・間接の因果関係があるのではないかとする性暴力アプローチがある。主として (1) ポルノグラフィ制作現場における強制や暴力、権利侵害、(2) ポルノグラフィ愛好者によって引きおこされる性暴力の二つの側面が議論されたが、(1) については既存の法制度でカバーできるのではないか、また (2) については、研究室実験・統計等による立証が困難であるという強い反論がある。

第二に、名誉毀損アプローチがある。このアプローチによれば、ポルノグラフィは女性に対する名誉毀損 defamation であるとされる。しかし、通常名誉毀損は特定の個人の名誉を傷つけた場合に適用されるが、女性 というグループの名誉や評判を損なうということがどのようなことであるかが、どんな名誉を損なっているの かが不明確である。グループに対する名誉毀損の結果としての損害を明示することができるかどうかも不明である。

第三に、搾取アプローチとして、ポルノグラフィは男女の経済的な不平等にもとづく女性の搾取であるとする議論もある。しかし、ポルノグラフィ産業へ自発的に参加する女性の存在を否定することは難しく、また、ポルノグラフィ産業を他の産業から区別することは難しい。さらに、ポルノグラフィ産業が栄えている国や時代の方が女性の相対的な地位が高いことも指摘されている。

第四に、「モノ化」アプローチがある。ポルノグラフィは女性をモノ化・商品化し、その品位を損なうものであり、この点で非倫理的だとされる。ここで論じることはできないが、モノ化 objectification の概念は非常に複雑で多義的で、それが実質的に何を意味するのか、なぜモノ化が非倫理的とされねばならないのか、「モ

ノ化」が危害であることの立証の困難など問題は多い\*6。

これらフェミニストによる 90 年代までのポルノグラフィへの法学的的・倫理学的アプローチは、先にあげた功利主義的あるいは権利論的な「表現の自由」の擁護に対して十分な説得力を持ったとは言えないと思われる。

## 4 言語行為論アプローチ

## 4.1 発話は行為である

90年代に提出され、哲学的に注目すべき議論として、ポルノグラフィは女性を男性に従属させ、女性の発言を無効なものにするものであるから、ポルノグラフィを流通させておくことは言論の自由を守ることにはならないという見方がある。これは言語行為論アプローチと呼ぶことができるだろう。

哲学者レイ・ラングトン (Langton, 1993) はマッキノンの「ポルノグラフィはそれ自体女性を従属させ、沈黙させる。」という主張に注目し、これを J. L. オースティンの言語行為論から解釈しなおす試みを行なった。

ラングトンの主張は大きくいって、(1) ポルノグラフィは単なる表現ではなく、女性を従属させる言語行為である、(2) ポルノグラフィは女性の発話内行為を行なう自由を侵害する行為である、の二点である。

## 4.2 オースティンの「発話行為」

まず、オースティンの「発話行為(言語行為) speech act」という発想を見ておく。

オースティン (オースティン, 1978) は、「近代の哲学が見失っているのは、われわれは発話 speech することによって複数の行為 act を行なっていることである」と言う。文の発話は、ものごとの状態や事実の記述だけでなく、その発話そのものがある種の行為を遂行しているという一面を持つことがある。とりあえず、発話には事実確認的 (constative) な機能と、行為遂行的 (perfomative) な機能があるように見える。しかし、発話の行為遂行的な側面に注目すれば、それはさらに次のように分類されうる。

- 1. 発話行為 locutionary act: 意味をもつ語を発話するという行為。
- 2. 発話媒介行為 perlocutionary act: 発話によって聞き手にある帰結を引き起こす行為。ex. 「説得して~ させる」
- 3. 発話内行為 illocution act: 発話そのものが行為。ex. 「約束する」「判決を下す」「命名する」

ある女が私に、隣に立っている男性を指し示して、「その男を撃ち殺せ」と言ったとする。「その男」はその男性を指しており、「撃ち殺せ」はピストルで撃ち殺すことを意味している文を発音したという点で、これがその女性が行なった「発話行為」である。同時に、私がその言葉に驚けば、彼女は私を結果的に「驚かせた」という発話媒介行為も行なっている。そして、私を男性を撃つよう「促した urge」「命令した command」という発話内行為も行なっている。

オースティンが特に関心を寄せたのは発話内行為であって、これについてはかなり詳細な分析を行ない、特に慣習 convention に注目した。彼は、結婚 (牧師の問いかけに対する "Yes")、約束 ("I promise")、 賭け ("I

<sup>\*6 「</sup>性的モノ化」の問題については、発表者は他の場所でにつマーサ・ヌスバウムの "Objectification" 論文 Nussbaum (1995) を中心 に論じている。(京都生命研究会、2006 年 3 月 27 日)。不完全なものだがレジュメは http://melisande.cs.kyoto-wu.ac.jp/~eguchi/以下から入手できる。修正したものを 2006 年発行の『現代社会研究』に掲載予定である。

bet") その他の発言が適切であるためには、その背景となる慣習や制度が重要であると主張した $^{*7}$ 。

#### 4.3 ポルノグラフィは女性を従属させる発話内行為である

このようなオースティンの議論をふまえて、ラングトンはマッキノンのポルノグラフィ批判の議論の再構築を試みる。彼女は、ポルノグラフィ的な表現そのものが女性を従属させるというマッキノンの過剰に見えるレトリックは、オースティンの議論を踏まえれば、ポルノグラフィを単なる「表現」ではなく、「行為」として捉える文字通りの記述とみなすことができるという。

もしある国の立法者が、立法の場で「以後黒人には選挙権を与えない」と宣言すると想定してみる。その発話は、「黒人」がその国の現実の黒人を指しているという意味で発話行為であり、黒人が選挙ブースに入れないという結果をもたらす発話媒介行為でもあるが、なによりも、黒人に選挙権を与えないことに取り決めるという発話内行為である。そしてそれによって「黒人を従属させ、白人より下位に置く」ことになるだろう。しかしこのような発話内行為が行為として成立するのは、ある制度的背景の上でのみである。この場合は立法者が誰が選挙権を持つかを決定する制度的権威を持っている。発話内行為を行なうためには、それを発話する人がそれに対応する一定の権威を持っていることが必要なのである。

ポルノグラフィはたしかに表現であり、性的な行為を描写するという発話行為的側面に加え、人々に影響を与えることによって結果的に、女性の男性への従属を持続させてしまうという発話媒介行為的側面も持つ。ポルノグラフィが実質的にどの程度女性の従属を持続させる原因になっているのか、という問題は、先に見たようになかなか立証が難しい。

しかしラングトンによれば、ポルノグラフィは発話媒介行為としてだけではなく、発話内行為として、それ 自体が女性を従属させるものなのである。ラングトンはマッキノンの文章を引用し、それらが「発話内行為」 を表現する動詞を豊富に含んでいることを指摘する。

ポルノグラフィはレイプ、肉体的暴力、セクシュアルハラスメント、児童虐待をセクシュアルなものにする・・・ポルノグラフィはそれらを祝い、促進し、許可し、正当化する (it *celebrates, promotes, authorizes* and *legitimates* them)。 (Langton, 1993, p. 307、 強調はラングトンのもの。)

もちろん、女性に対する暴力を「祝い、促進し、許可し、正当化する」ことが、直接に女性に対する「危害」 であるかは議論の余地があるかもしれないことはラングトンも認めている。

## 4.4 ポルノグラフィは女性の重要な発話行為を無効にする

さらに悪いことに、ラングトンによれば、ポルノグラフィは女性の発話内行為を無効にしてしまうという働きもある。

マッキンノンは厳しく次のように主張する。

リベラルな人々にとっては、言論は社会的目標のために犠牲にされてはならぬものだ。リベラリズムは、男性の自由な言論が女性の自由な言論を沈黙させているということを理解しようとしてこなかった。自由な言論という同じ目標なのだが、その「人民」が違っているのだ (マッキノン, 1995, p. 261。 発表者の責任で訳を原文にもとづいて変更した。)。

<sup>\*&</sup>lt;sup>7</sup> オースティンのアイディアと分析はそのその後多くの批判にさらされ、またさまざなま方向に発展していくことになるが、ここでは触れることができない。

ラングトンも絶対的な「言論の自由」には批判的である。「言論の自由がよいものであるのは、それによって 人々が言葉によってさまざまなこと 抗議、問い掛け、答え を行うことができるからである。」(p.328) しかし、ポルノグラフィは、女性の発話内行為の力 (illocutionary force) を奪ってしまうのだと言う。

オースティンの分析によれば、発話内行為が不適切で十分な発話内行為の力を発揮できない場合がある。オースティンはこれを「不発 misfire」と呼ぶ。たとえば、俳優が劇のなかで「火事だ」と叫び、「警告」するという行為を演じる予定だった。しかしその劇の上演の際に実際に火事が起こってしまい、その俳優が観客に警告するために「火事だ!」と叫んだが、誰もその発言を真に受けなかったとする。このような例では俳優の発話は不発に終っている。また、なんの権限もない私が、たまたま訪問した港に停泊していた船に向かってシャンペンの瓶をぶつけ「クィーンエリザベス四世号と名付ける」と宣言しても無効である。

ラングトンは、オースティンの (a) 発話行為、(b) 発話媒介行為、(c) 発話内行為のそれぞれに応じて三種類の「消音 silencing」がありうると考える。男性との関係において、往々にして女性は、(a) 実際に発声せず、したがって発話行為が聞かれない、(b) 発言してもその発言は意図した結果をもたらさない (perlocutionary frustration)、(c) そもそも発話内行為を行なう自由を奪われている (illocutionary disablement) などの場合がある。

ポルノ的表現も同様にまた、女性の「ノー」という発言を不発に終わらせてしまう。つまりポルノグラフィには、女性の性的関係を拒否するという発話内行為をさまたげる働きがあると主張する。女性の「ノー」という発話が「彼女は性交渉を拒絶した」と記述できるという発話内行為の力を持つためには、男性がそれを理解することが必要である。もしその男性が、女性は実はふざけたり自分に媚びたりしているのだけなのだと誤解してしまうなら、彼女の「ノー」は不発に終わる。

ラングトンによれば、マッキノンは、このようなポルノグラフィの働きと制度を「女性の声を消す silencing」ことと表現しているのだと理解する。ラングトンによれば、ポルノグラフィはまさに文字通りの意味で女性の発話を消音し、女性が発話内行為を行なう自由を侵害するものだと批判する。

# 5 検討

## 5.1 表現の自由と行動の自由

このようなラングトンの言語行為論的アプローチは非常に興味深い。「発話や表現が、同時に行為でもある」というラングトンの主張は哲学的観点から見ても十分頷けるものであり、特に問題はないと思われる。そして「表現の自由」を功利主義的な観点から強力に主張している J.S. ミルの『自由論』のような立場が、他者に危害を加える行為は当然規制しなければならないことを認めるのはもちろんのことである。実際のところ、ミルの場合においても「言論の自由」は意見や情報を出版物などによって公開する自由にすぎず、絶対的なものではない。『自由論』で有名な「危害原理」が提示されるパラグラフで、まさにこのことが述べられている。

だれも、行為が意見と同じように自由であるべきだ、と主張しはしない。反対に、意見でさえ、その発表が何か有害な行為を積極的に誘発するような事情があるときには、他から干渉されずにすむという権利を失うのである。穀物商人は貧民を飢えさせるものであるとか、私有財産は略奪であるという意見は、単に出版物を通じて流布されるだけなら妨害されるべきではないが、穀物商人の家の前に集った興奮した群集に対して口から伝えられたり、その中でプラカードという形で伝えられたりする場合には、

当然罰を受けてよい。正当な理由なしに他人に害を与えるような行為は、どんな種類のものであれ\*8、これに反対する感情によって、また必要ならば人々の積極的干渉によって抑制されてよいし、またより重要ないくつかの場合には抑制されることが絶対に必要である。(ミル,1967, pp. 278-9。強調は江口。)

この文章を素直に読めば、「どんな種類のものであれ」にはもちろん言語による行為 言葉によって他人 を傷つける も含まれることになるだろう。

先にあげた北田氏は、

「ヘイト・スピーチは確実に誰かの心を傷つけるだろうし、ときには死にいたらしめるような精神的苦痛を喚起することだってある。人の尊厳や存在まで関与しうるようなヘイト・スピーチを「表現の自由の名の下に 物理的な危害を前提としたミル流の加害原理 (harm principle) によりつつ 野放しにしておくことは、それ自体きわめて「犯罪的」な振舞いであると私たちは考えるのではないだろうか」(北田, 2005, p. 57)

と述べるが、おそらく少なくともミル自身の危害原理をそのように物理的な危害だけに限られるものと解釈する必要はないと思われる\*<sup>9</sup>。

たとえば、斎藤純一氏は

「表現」と「行為」を峻別し、眼に見える危害をともなわない「表現」については極力寛容でなければならないとするこれまでの法学的思考の伝統に棹さすかぎり、「表現」そのものが他者の心身に回復不可能な傷を負わせる 語ることが同時に行なうことでもある 「発話内行為 (illocutionary act) であるというパースペクティブを得ることはできない (斎藤, 2005, p. 7)。

と述べて、表現に心理的危害という側面があることを指摘する。表現のこういった側面を考察することは非常に重要であることは言うまでもない $^{*10}$ 

#### 5.2 ポルノグラフィはどのような意味で制度・権威か?

ラングトンの主張が、「ポルノグラフィ的表現に触れることによって、結果として一部の人々(男性)が女性の「ノー」を「ノー」として認めなくなる」というものであるならば、これはポルノグラフィ的表現の発話媒介行為とみなしていることになる。ポルノグラフィが有害な結果につながるかもしれないということは非常に重要であって、先の引用でミルは、意見の発表が有害な行為を積極的に誘発するような事情があるときには、われわれはなんらかの干渉を行なってよいと主張している。ポルノグラフィが有害な帰結をもたらすと予測されるのであれば、われわれはなんらかの対策を施さねばならないだろう。しかし先に見たように、これを経験

<sup>\*8</sup> Acts of whatever kind, which, without justifiable cause, do harm to others, may be, and in the more important cases absolutely require to be, controlled by the unfavourable sentiments, and, when needful, by the active interference of mankind.

<sup>\*&</sup>lt;sup>9</sup> ただしだからといって、「人を不快にし、心理的に苦しめるような発言は常に制限されるべきである」ともならないのはもちろんである。ミルは「経験から明らかなように、攻撃がききめがあり強力なときはいつでも、攻撃される人々は不快になるものだ」と言う。Soble (2002b) は正統的なフェミニズム思想でさえ、大学一回生にショックを与え苦しめることがあると指摘している。通常の解釈では、ミルが言論の自由を擁護するのは、あくまで、そのような社会が(われわれの知識の不完全さやわれわれの性向などを考慮に入れた上で)長い目で見ればより多くの知識や善を手に入れることができることになるだろうからである。

<sup>\*10</sup> ただし、ある発言が結果的に「誰かの心身に傷を負わせる」ことになるという記述は、オースティンの分類では、発話内行為ではなく、むしろ発話媒介行為にこそ当てはまるものである。たとえばミュージシャンに向かって「ヘタクソ!」と言うことは、侮蔑でありそのミュージシャンの心を深く傷つけるかもしれないが、そう言われても平気でありむしろ喜ぶミュージシャンもいるかもしれない。このように結果が必然的ではなく偶然的であることが発話媒介行為の特徴である。

的な証拠にもとづいて論証するのはかなり難しい。

しかし、ラングトンがマッキンノンから引き継いでいる中心的な主張は、ポルノグラフィ的表現そのものが 女性を男性に従属させる発話内行為でありえるというものだろう。この主張はうなずけるだろうか。

もしラングトンのように言えるとすれば、それはちょうど「私は約束します」という発話が、(条件が整っていれば)概念的に約束するという行為となるように、この場合にポルノグラフィが実際に女性の従属を引き起こしているということになり、経験的な因果関係の証明は不必要ということになる。

オースティンによる発話内行為の分析では、発話内行為が適切であるためには、制度と権威が必要である。 たとえば、裁判官でない者が「~という判決を下す」と発言しても判決を下したことにはならない。

では、ポルノグラフィが権威や制度を構成しているのだろうか。権威であるとすればそれはどのような権威 だろうか。

たしかにポルノグラフィは多種多様な性を描いており、一部のポルノはたしかに強制的な性行為を描いている。しかし、そのような強制的性行為が人々にとって実際に権威となっているかは疑問の余地がある。強制的な性行為が制度となっているということも考えにくい。

それでは、ポルノグラフィ的表現が女性を従属させるという発話内行為的力を持つことはありえるだろうか。もしそういうことがありうるとすれば、それは、女性を男性に従属させるような仕方で描写するポルノがそれに対応する一定の制度的な権威を持っている場合ということになる。しかし、個々のポルノ制作者がそのようななんらかの法的あるいは制度的な権威を持っているということは考えにくい。

先に述べたようにポルノ的な表現の因果的な影響のもとに、ある種の男性(や女性)が女性を従属させるような行動に出るということは十分ありえるかもしれないが、これが成立するとしても、それは発話内行為ではなく発話媒介行為でしかない。実際にそのような因果関係があるかどうかは実証的な研究が必要である。(そして先に述べたようにそれを実験室的あるいは統計的に立証することは困難であるが、不可能ではないだるう。)

#### 5.3 ポルノグラフィは女性の拒否を不可能にするか?

では、ポルノグラフィは女性の性的関係の拒絶などの発話を不可能にするという「消音」の議論についてはどうだろうか。

権力関係が不平等で男性優位的な社会や人間関係において、女性が実際に発話する機会を奪われている(発話行為の不自由) そしてまた女性が発話によって意図した帰結を引き起こすことができない(発話媒介行為の不自由)という二点には、たしかに実践的にも大きな問題であることはもちろん理解できる。

しかし、「女のノーはイエスを意味する」というポルノグラフィ的思考が蔓延している社会で、女性の拒絶 が発話内行為として成立しない、ということがありえるだろうか。

Daniel Jacobson が指摘しているように、このラングトンの立場には決定的な難点がある。通常の理解では、 女性に対する性的暴行は、まさに女性が拒絶しているにもかかわらず強制するから暴行であり、不正な行為で あるはずだ。

しかしもし仮にラングトンが言うように「拒絶」が発話内行為とみなされるべきであり、かつ、ポルノグラフィ的思考が優勢を占め制度や慣習を構成してしまっている社会では女性は発話行為の自由を失なっているとすれば、女性が何を望み何を発言しようとも、実際に(論理的・言語的に)女性は拒否できない、そしてノーと発話している女性は言語行為として拒否しているわけではないということになってしまう。したがって、女性に対する性的な強制が不正である理由の一部が失なわれることになる。これはあまりも奇妙な論理的帰結で

あり、われわれはこれを実践的に受けいれることはできないだろう (Jacobson, 1995)。

「発話内行為をする自由」というラングトンの主張そのものをまず見直す必要がある。オースティンは発話内行為を行なうためには「慣習」が必要であると指摘した。通常の(キリスト教)結婚の場合を考えれば、たしかにある種の状況(両者ともに未婚である、結婚できる年齢である、生物学的に男女のカップルである、立ちあっているのが正規の牧師である etc.)がととのえば、「結婚します」という宣誓は「結婚する」という発話内行為でもある。そのためには、上の条件のもとで牧師に「このひとと結婚します」と発話することが、結婚を成立させるという慣習が必要であるということでもある。

しかしこのオースティンの「慣習」は、言語の使用に関する慣習であって、倫理的な振舞に関する規範ではない。「性的関係における女性「ノー」は実は常にイエスだ」という言語的慣習(?)がもし仮に成立としても、それは「女性がノーと言っても性的関係を強制してかまわない」という(邪悪な)倫理的振舞いに関する規範とはまったく別である。したがって、ラングトンの言語行為論はその中心的な部分で失敗してしまっていると思われる。

ここで論証なしで思弁に頼ることが許されるとすれば、以下のことをつけ加えておきたい。「ノー」を「ノー」と理解して暴行を加えることと、「ノー」を「イエス」と理解して(結果的に)暴行を加えることの間には大きな違いがある。女性の拒絶にもかかわらず性的関係を強制する男性がいること、またそれに刺激や快を感じる男性がいるだろうということは容易に予想できるが、女性の拒絶を拒絶と把握できない男性を想像することはかなり難しい。たとえば古い話になるが、国内で過去に話題にされたバクシーシ山下のアダルトヴィデオ『女犯』シリーズが、おそらく本物の暴行であり犯罪的であると視聴した人の多くが理解したのは、われわれが生の人間の声や表情の表現を直観的に理解できるからである(もちろん、他人の拒否の感情をまったく理解できない人々も社会には一定数存在していることだろうが、相対的にはかなり少数であると思われる)。

# 6 結論

ラングトンの議論は、ポルノグラフィを発話行為とみなすという点で興味深いが、発話媒介行為を発話内行 為と混同してしまっている点で難点がある。

最初にあげたジュディス・バトラーはラングトンの議論を紹介し、かつ批判しているが、批判すべきポイントをはずしてしまっているように見える。バトラーの議論は難解で発表者には十分に理解できているとは思えないが、北田氏の解釈に従えば、バトラーは(マッキンノンや\*<sup>11</sup>)ラングトンがポルノグラフィを発話内行為として解釈したことを批判し、法的な局面でポルノグラフィなどの憎悪表現を発話媒介行為として解釈してしまえば、憎悪表現に対して、対抗言論や、言葉の意味の意図的な誤用・流用などによって抗議してゆくことができなくなるとする。

北田氏が引用している部分は次のようである。

もし中傷的な発話の行為遂行性を、発話内行為的なものとみなすならば、(つまり、その発話は諸々の効果をもたらすが、発話自体は効果そのものではないならば)、そういった発話は一群の必然的ではない諸々の効果を生み出す程度に応じて中傷的な効果を発揮するということになる。発語が他の種類の効果ももたらしうる場合のみそういった発語を自分のものとし、意味を逆転させ、別の文脈を与えることが可能になる。ある種の法的アプローチのように、ヘイトスピーチに発話内行為的な地位を認めるなら

<sup>\*&</sup>lt;sup>11</sup> マッキンノンは言語行為論については一言も触れていないと思われるにもかかわらず、バトラーは彼女にポルノグラフィに対する言語行為論的アプローチのアイディアを帰しているように読める。これはラングトンの功績に対して公正でないと思われる。

ば (つまり、発言それ自体が中傷という効果を直接的・必然的に発揮するということになる場合には)、そのような発言の力を無力にする可能性は閉め出されることになる。(バトラー, 2004, pp. 61-62。原文にしたがって発表者の責任で翻訳を変更した。)\* $^{12}$ 

しかしラングトンの議論が退けられるべきなのは、政治的な理由からではなく、われわれの言語の用法についての事実に関する哲学的な理由からでなければならない。政治的に不利益だからといって、事実の解釈を変更することはできない。それは、われわれがポルノグラフィ的表現をどう解釈するかにまかされているわけではない。

もちろん、ポルノグラフィ制作における強制や暴力、そしてポルノグラフィの発話媒介行為としての側面 (危害や不快、女性に対する暴力の因果的原因など)は注目される必要がある。しかし、行為の帰結を考慮す るのであれば、なんらかの帰結主義的な比較考量の対象になるだろう。

したがって、ポルノグラフィ愛好者たちの現象論的な研究は重要である。ポルノグラフィが製作者や愛好者たちのどのようなファンタジーにもとづき、またどのような心理的帰結をもたらしているのかはたしかに多様であり解明は困難であろう。しかし「ボーイズラブ」を含む多くのポルノグラフィ的表現が、最終的な女性(ボーイズラブの場合は「受け」)の屈服と宥和をもって終了せざるをえないのは、ポルノグラフィ愛好家たちのメンタリティをある程度反映しているはずである。たしかに経験的な実証や反証は難しいが、もしポルノグラフィの問題をまじめに受けとめるべきだとすれば、まず行なわれるべきなのは愛好家たちの観点からの心理的な記述と哲学的な分析であると思われる。Soble (2002b) が言うように、ポルノグラフィが愛好者たちにとってどのようなものであり、どのような心理的帰結をもたらしているのか、また、ポルノグラフィを強制的に押しつけられている人々はどのような状態にあるのかは、このような研究からしか知ることができず、社会的にポルノグラフィを規制するべきか、どう規制するべきかはそのような心理学的・現象論的な研究にもとづかなければならない。Soble (1998) やパーリア (1998)、Loftus (2002)、国内では森岡 (2005) らの内面からの分析は興味深く、この方向でさらに研究を進めることが求められていると思われる。

# 参考文献

Austin, J. L. (1975) How to Do Things with Words: Oxford University Press, 2nd edition.

オースティン, J. L. (1978) 『言語と行為』, 大修館書店. 坂本百大訳.

Butler, Judith (1997) Excitable Speech: A Politics of the Performative: Routledge. 邦訳バトラー (2004).

バトラー, J. (2004) 『触発する言葉:言語・権力・行為体』,岩波書店.竹村和子訳.

Jacobson, Daniel (1995) "Freedom of Speech Acts? A Response to Langton", *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 24, No. 1, Winter.

<sup>\*12</sup> If the peformativity of injurious speech is considered perlocutionary (speech leads to effects, but is not itself effect), then such speech works its injurious effect only to the extent that it produces a set of non-necessary effects. Only if other effects may follow from the utterance does appropriating, reversing, and recontexualizing such utterances become possible. To the extent that some legal approaches assume the illocutionary status of hate speech (speech is the immediate and necessary exercise of injurious effets), the possibility of defusing the force of that speech through counter-speech is ruled out. (Butler, 1997, p. 39)

<sup>(</sup>もとの竹村訳) もしも中傷的な発話の行為遂行性を、発語媒介行為のようなものと考えるなら、(発話は効果はもたらすが、効果そのものではないならば)、そのような発話は、一連の不必要な効果を生産したという理由でのみ、中傷的な結果を与えるものとなる。したがってそれとは別の効果がその発言から生じることになれば、そのときこそ、そういった発言を利用し、逆転させ、べつの文脈を与えることが可能となる。他方、もしも法的手段が、ヘイト・スピーチを発語内行為とみなす見方をとるかぎり(発話が中傷的な効果を、発話と同時に不可避的に行使するかぎり)、対抗言説によってその種のヘイト・スピーチの力を無害にする可能性は、閉め出される。」

Langton, Rae (1993) "Speech Acts and Unspeakable Acts", Philosophy and Public Affairs, Vol. 22, No. 4, Fall.

Loftus, David (2002) Watching Sex: How Men Really Respond to Pornography: Thunder's Mouth Press.

マッキノン, C. (1995) 『ポルノグラフィ: 「平等権」と「表現の自由」の間で』, 明石書店.

ミル, J. S. (1967) 「自由論」, 関嘉彦(編)『ベンサム・ミル』, 中央公論社.

Nussbaum, Martha C. (1995) "Objectification", *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 24, No. 4. Reprinted in Soble (2002a).

パーリア, C. (1998) 『性のペルソナ (上下)』,河出書房新社.鈴木明他訳.

Soble, Alan (1998) "Why Do Men Enjoy Pornography?", in Robert Baker, Kathleen J. Winninger, and Frederick Elliston eds. *Philosophy and Sex*: Prometheus Books, 3rd edition.

Soble, Alan ed. (2002a) The Philosophy of Sex: Contemporary Readings: Rowman & Littlefield, 4th edition.

Soble, Alan (2002b) Pornography, Sex and Feminism: Prometheus Books.

斎藤純一 (2005) 「現われの消去: 憎悪表現とフィルタリング」, 藤野寛・斎藤純一(編)『表現の リミット』, ナカニシヤ出版.

北田暁大 (2005) 「憎悪の再生産: ヘイト・スピーチとメディア空間」, 藤野寛・斎藤純一(編)『表現の リミット』, ナカニシヤ出版.

藤野寛・斎藤純一(編)(2005)『表現の リミット』,ナカニシヤ出版.

森岡正博(2005)『感じない男』, ちくま新書.

若林翼 (2003) 「言葉の力: 差別的表現、法、法理論 (-)(-): 批判的人権理論、フェミニズム法理論と法実践」、『阪大法学』、第 52 巻.

——— (2005) 「法と主体の可能性:フェミニズムの主体像を手がかりに」,『阪大法学』, 第 54 巻 .

紙面の都合上、引用したものだけを記載する。入手した関連文献は http://melisande.cs.kyoto-wu.ac.jp/~equchi/bib/sex.html。